

カトリック福岡司教区 DIOCESE OF FUKUOKA

カトリック福岡司教館
810-0028 福岡市中央区浄水通 6-28
TEL092-522-5139 fax 092-523-2152

Bishop's House
6-28 Josuidori, Chuo-ku
810-0028 Fukuoka, JAPAN

1. 「福音宣教月間」の歩みを助けるために
2. 新型コロナウイルスの「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の解除を受けて

福岡、2021年9月29日

福岡教区の兄弟姉妹の皆さん

主の平和

「すべのいのちを守るための月間」になっている9月は終わろうとしています。そして、来月は「福音宣教月間」になっています。幸いに、福岡教区の三県では「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が解除され、教会の様々な活動を再開することができるようになります。今日は、二つの点を皆様に通知したいと思います。

1. 10月は、「福音宣教」に対する一人ひとりの信者の認識を深め、その取り組みをより積極的なものにするように呼びかけられる大切な時です。教皇様は今年の福音宣教の日のメッセージのために「わたしたちは、見たことや聞いたことを話さないでいられない」という使徒言行録のことばを選ばれました。

福岡教区では、この歩みを助けるためにいくつかの簡単なリーフレットを作りました。毎週、教区のホームページに挙げますので、ダウンロードしてご利用ください。皆さんにとって励ましになるとと思います。

2. 「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が解除されることを受け、皆さんは喜んでいるだろうと思います。これから、新型コロナウイルスの感染を防ぐためのルールを守りながら、公開ミサや教会の様々な活動を再開することになります。

政府や自治体の責任者の話では、段階的に制限が緩和されていくとあります。それに合わせて、教会でもそうしていきたいと思います(人数制限の見直し、入門講座、聖書の集い、教会学校等)。決められたルール(マスク着用、消毒等)を守りながら、歩んで行きましょう。

皆さんの上に神様の豊かな祝福を祈ります。



ヨゼフ アベイヤ
福岡教区司教